

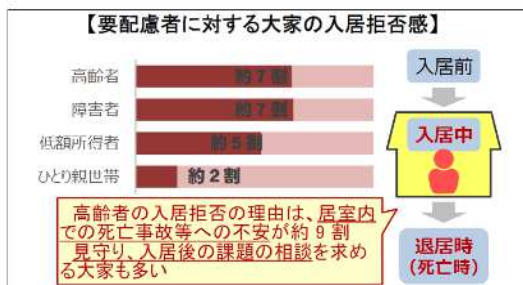
住宅セーフティネット制度の改正について

1. 制度改正の背景・目的と今後の方向性

住宅セーフティネット制度の見直しの背景・必要性

背景・必要性

- 単身世帯の増加※、持家率の低下等により要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居に対するニーズが高まることが想定される。
※ 単身高齢者世帯は、2030年に900万世帯に迫る見通し。
- 単身高齢者などの要配慮者に対しては、大家の拒否感が大きい。これは、孤独死や死亡後の残置物処理等の入居後の課題への不安が背景にある。他方、民間賃貸住宅の空き室※は一定数存在。
※ 全国の空き家 約900万戸、うち賃貸用は約443万戸
(2023年住宅・土地統計調査 住宅数概数集計(速報集計))
- 改正住宅セーフティネット法(平成29年)施行後、全国で800を超える居住支援法人※が指定され、地域の居住支援の担い手は着実に増加。
※ 要配慮者の入居支援(物件の紹介等)、入居後の見守りや相談等を行う法人(都道府県知事指定)



1. 大家・要配慮者の双方が安心して利用できる市場環境(円滑な民間賃貸契約)の整備
2. 居住支援法人等を活用し、入居中サポートを行う賃貸住宅の供給を促進
3. 住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化

※「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)の一部を改正する法律」の公布時点の資料

4

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)等の一部を改正する法律

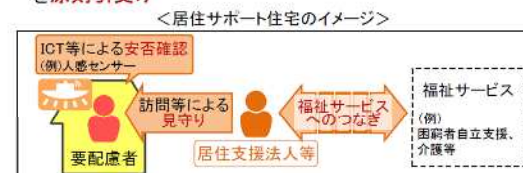
【令和6年5月30日成立、同年6月5日公布、令和7年10月1日施行】

1. 大家が賃貸住宅を提供しやすく、要配慮者が円滑に入居できる市場環境の整備

- 【住宅セーフティネット法、高齢者住まい法、住宅金融支援機構法】
- 終身建物賃貸借(※)の利用促進
※ 賃借人の死亡時まで更新がなく、死亡時に終了する(相続人に相続されない)賃貸借
 - ・ 終身建物賃貸借の認可手続を簡素化(住宅ごとの認可から事業者の認可へ)
 - 居住支援法人による残置物処理の推進
 - ・ 入居者死亡時の残置物処理を円滑に行うため、居住支援法人の業務に、入居者からの委託に基づく残置物処理を追加
 - 家賃債務保証業者の認定制度の創設
 - ・ 要配慮者が利用しやすい家賃債務保証業者(認定保証業者)を国土交通大臣が認定
 - ⇒ (独)住宅金融支援機構の家賃債務保証保険による要配慮者への保証リスクの低減
 - 居住サポート住宅による大家の不安軽減(2. 参照)

2. 居住支援法人等が入居中サポートを行う賃貸住宅の供給促進

- 【住宅セーフティネット法】
- 居住サポート住宅(※)の認定制度の創設
※ 法律上は「居住安定援助賃貸住宅」
 - ・ 居住支援法人等が、要配慮者のニーズに応じて、安否確認、見守り、適切な福祉サービスへのつなぎを行う住宅(居住サポート住宅)の供給を促進(市区町村長(福祉事務所設置)等が認定)
 - ⇒ 生活保護受給者が入居する場合、住宅扶助費(家賃)について代理納付(※)を原則化
※ 生活保護受給者は住宅扶助費を一旦受け取った後に賃貸人に支払うが、特例として保護の実施機関が賃貸人に直接支払う
 - ⇒ 入居する要配慮者は認定保証業者(1. 参照)が家賃債務保証を原則引受け



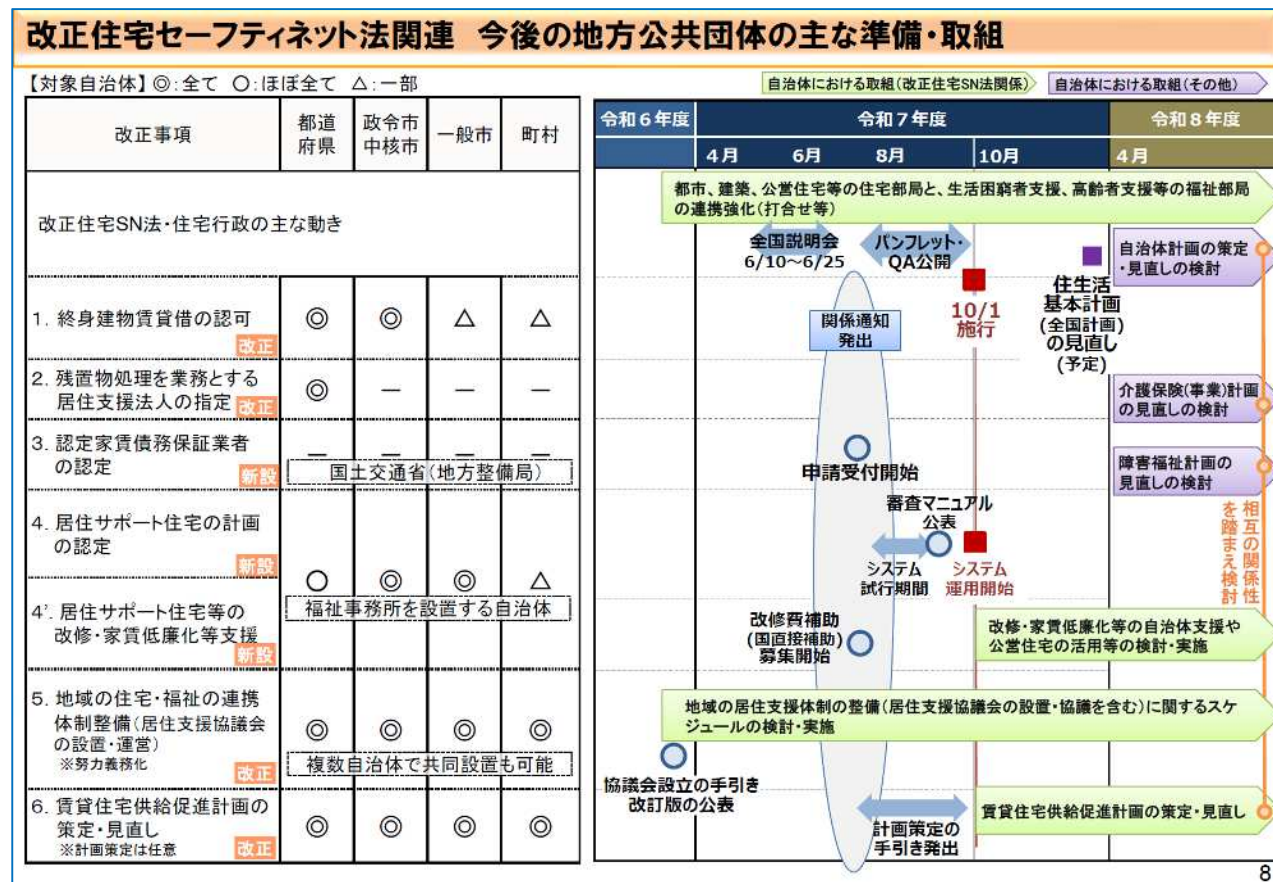
3. 住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化

- 国土交通大臣及び厚生労働大臣が共同で基本方針を策定
 - 市区町村による居住支援協議会(※)設置を促進(努力義務化)し、住まいに関する相談窓口から入居前・入居中・退居時の支援まで、住宅と福祉の関係者が連携した地域における総合的・包括的な居住支援体制の整備を推進
- ※ 地方公共団体の住宅部局・福祉部局、居住支援法人、不動産関係団体、福祉関係団体等を構成員とした会議体



5

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な方針
 ⇒住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な方向や供給目標の設定等について、国土交通省と厚生労働省が共同で制定(7月頃告示、10月施行予定)。



地方公共団体において検討をぜひお願いしたい事項(住宅部局・福祉部局への依頼) ①

※都市、建築、公営住宅等の住宅部局と、生活困窮者支援、高齢者支援等の福祉部局が連携して対応をお願いする

1. 地方公共団体における、居住支援に係る状況・課題等の確認

- ① 地方公共団体管内の公営住宅等の公的賃貸住宅や空き家等の住宅ストックについての状況・課題・施策の確認
- ② 地方公共団体の住宅部局、福祉部局等に届いている「住まいに関する相談」の状況・課題・施策の確認
- ③ これらの状況・課題と「都市計画」「まちづくり」「福祉的支援」の状況・課題・施策との関係についての確認

2. 居住支援に係る状況・課題等を踏まえた関係部局間の連携強化と地域の居住支援体制の整備の検討

- ① 居住支援の現状や改正法に関する地方公共団体の内外関係者との勉強会・打ち合わせの実施
 - i) 上記1②による相談等の確認の外、管内の不動産・福祉事業者等に届いている「住まいに関する相談」の状況等の確認
 - ii) 上記1①③による資源(物的・人的)の確認の外、
 - (a) 比較的低廉な家賃の民間賃貸住宅、未活用の個人所有空き家など、管内の住宅ストックの状況等の確認、
 - (b) 住宅確保要配慮者向けに提供されている管内の福祉サービス等の支援の状況等の確認、
 - (c) 管内で活動する、居住支援法人等の居住支援を行う団体の確認と更なる連携策 等
- ② 改正住宅セーフティネット法等に関する業務と生活困窮者自立支援制度等に関する業務(例: 住まいに関する総合相談窓口や住まい相談支援員)等との協働
- ③ 地域の居住支援体制の整備に向けた賃貸住宅供給促進計画や住生活基本計画等の見直しの検討と、居住支援協議会の設置・活性化に向けた検討(スケジュール、課題設定等)、福祉関係の計画との整合・見直しの検討
 ※本年3月に改定された「居住支援協議会設立の手引き」を参照。

9

地方公共団体において検討をぜひお願いしたい事項(住宅部局・福祉部局への依頼)②

3. 市区町村における居住支援体制の整備に向けた協力・支援(都道府県)

- ① 都道府県による、市区町村の居住支援協議会の設置・活性化に向けた伴走支援のスキル・ノウハウの向上及び支援
※現在見直しの議論が行われている住生活基本計画(全国計画)の指標等を踏まえ、特に、福祉事務所を設置する市区町村の居住支援協議会の設置を推進すること、及び都道府県管内で新たな居住支援協議会が毎年度複数の市区町村で設置されることを目安として支援することをお願いする。

4. SN住宅・居住サポート住宅に係る改修費、家賃・家賃債務保証料等低廉化、福祉関係事業等の予算化の検討

- ① セーフティネット住宅及び居住サポート住宅に係る改修費、家賃・家賃債務保証料等低廉化等に係る予算化
② 居住支援の強化に向けた福祉関係事業等に係る予算化
・居住支援協議会と連携した住まいに関する総合相談窓口・体制の整備、住まい相談支援員の確保
・生活困窮者自立支援制度等に基づく、福祉関係事業の居住支援法人等への委託

5. 公的賃貸住宅のストック活用等における居住支援協議会・居住支援法人との連携の積極的な検討

- ① 居住支援協議会・居住支援法人と連携した公営住宅等のストック活用の計画策定
② 公的賃貸住宅の空き住戸のサブリース活用に係る支援
③ 公的賃貸住宅を居住支援法人等が活用する場合の住棟・住戸改修

6. 居住サポート住宅認定事務の認定システムのアカウント登録の対応依頼(未登録の自治体)

- ① アカウント未登録の自治体は速やかに決定・登録をお願いする。
② 都道府県においては、管内の未登録の自治体に対し、働きかけ・支援をお願いしたい。
※都道府県の住宅・福祉部局より管内自治体の登録・調整状況について、本説明会後の報告をお願いしているところ。

2. 改正内容

(1) 終身建物賃貸借の認可(所管:東京都)

終身建物賃貸借 認可申請・届出について

- 終身建物賃貸借(賃借人の死亡時まで継続し、死亡時に終了する(相続人に相続されない)賃貸借)を行おうとする者は「事業者」として認可を取得した上で、終身建物賃貸借をする時に対象となる住宅を届出

終身建物賃貸借のポイント

- ◆ 入居者が亡くなった時点で確定的に契約が終了するため、契約解除のための相続人探しが不要
- ◆ 相続関係が確定していない場合における、相続人全員に対しての解除の申し入れが不要

改正前



- × 高齢者が入居するかどうか分からない空室時に改修が必要
- × 入居希望があった時に速やかに認可を取ることは困難

改正後

※各自治体におかれては、認可・届出手続きについて、オンライン化の推進をお願いします
※賃貸住宅の所在地を管轄する都道府県(政令指定都市・中核市)に認可申請・届出

①「事業者」として認可申請

- ✓ 事業者の名称・氏名、住所
- ✓ 賃借人の資格に関する事項
- ✓ 賃貸の条件に関する事項
- ✓ 賃貸住宅の管理の方法
- ✓ 事業が基本方針等に照らして適切なものである旨

添付書類

基準に適合する賃貸住宅において終身賃貸事業を行うことの誓約書 等



②対象となる住宅を届出

- ✓ 住宅の位置
- ✓ 住宅の戸数
- ✓ 住宅の規模・構造・設備
- ✓ 住宅整備の実施時期(※1)
- ✓ 前払家賃に関する事項(※2)

添付書類

- ・各階平面図(※1)
- ・間取図 等

実際に終身建物賃貸借をする時までに届出(+改修)

(※1) 賃貸住宅を整備して終身賃貸事業を行う場合(※2) 終身にわたって受領すべき家賃を前払い金として受領する場合

③「終身建物賃貸借」契約

- 対 象 ①60歳以上の単身者 ②同居する配偶者等
期 限 賃借人の死亡に至るまで
中途解約 事業者から・賃借人からの両方に一定の制限あり
方 法 書面(公正証書でなくてもよい)
ひな型 https://www.mhl.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_1k7_000013.html

- ✓ 認可を受けていない都道府県で終身建物賃貸借を行うことはできません
- ✓ 認可事業者の地位の承継には都道府県への手続きが必要です
- ✓ サブリースの場合、賃貸住宅管理業法の特定期間貸借契約における転賃の条件とする場合には、オーナーへの説明等が必要です

13

(2) 残置物処理を業務とする居住支援法人の指定(所管:東京都)

円滑な残置物処理の推進～モデル契約条項を活用した残置物処理～

【住宅セーフティネット法】

改正のポイント

- 入居者死亡時の残置物処理を円滑に行うため、**居住支援法人の業務に入居者からの委託に基づく残置物処理を追加**(令和3年に国土交通省・法務省で策定した**残置物の処理等に関するモデル契約条項**を活用して実施)

改正内容 居住支援法人の行う業務(赤字は新たに追加された業務)

- ① 登録住宅の入居者への家賃債務保証
- ② 賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談
- ③ 見守りなど要配慮者への生活支援
- ④ **賃貸人への賃貸住宅の供給の促進に関する情報提供**
- ⑤ **残置物処理等(モデル契約条項を活用して実施)**
- ⑥ ①～⑤に附帯する業務

国土交通省令に則した業務規程を定め、都道府県知事の認可を受ける必要

生前に交わす委任契約による円滑な残置物処理の流れ

- ① 賃貸人と受任者間で、**残置物の処理等に関する契約を締結**
(書面による契約)(分止証書でなくても可)
→ 委任契約
- ② 賃貸人は、室内の家財等を**指定残置物**(廃棄せず、事前に決めた送付先に送るもの等)と**非指定残置物**に整理
(指定残置物を、リスト化、シール貼付、保管箱等により明示する)
- ③ 賃貸人は受任者へ死亡事実を通知
- ④ 受任者が、死亡した賃貸人に代わり、**賃貸借契約の解除、残置物の処理(※)を実施**
(※)・指定残置物の送付・非指定残置物の廃棄等
→ 賃貸借契約の解除事務・残置物の処理事務

残置物の処理等に関するモデル契約条項
(令和3年 国土交通省・法務省 策定)

賃貸人の死亡時に契約関係及び残置物を円滑に処理できるように、生前に賃貸人と受任者との間で締結する**賃貸借契約の解除及び残置物の処理に関する事務の委任に関するモデル契約条項**

- ・賃貸借契約の解除事務の委任
→ 賃貸人の死亡時に賃貸借契約の解除事務を行う代理権を受任者に授与
- ・残置物の処理事務の委任
→ 賃貸人の死亡時に残置物の廃棄や指定先への送付等の事務を受任者に委託

＜賃貸人＞ ← 賃貸借契約 → ＜賃借人＞ ← 委任契約 → ＜受任者＞
・賃貸借契約の解除事務
・残置物の処理事務

＜想定される受任者＞
以下のいずれか

- ・賃貸人の推定相続人
- ・居住支援法人、管理者等の第三者(推定相続人を受任者とするのが困難な場合)
※賃貸人は、賃借人と利益相反の関係にあるため、受任者となることは避けるべき

＜想定される利用場面＞
単身高齢者(60歳以上)が賃借人である場合
※残置物の処理等に関する賃貸人の不安感が生じにくい場面で利用すると、民法や消費者契約法に違反して無効となる場合がある

モデル契約条項に関する詳しい情報・使いやすい契約書式
https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000101.html

(3) 家賃債務保証業者の登録・認定(所管:国土交通省)

家賃の滞納に困らない仕組み～登録・認定家賃債務保証業者制度～

【住宅セーフティネット法、住宅金融支援機構法】

改正のポイント

- **要配慮者が利用しやすい家賃債務保証業者**を国土交通大臣が**認定**する制度を創設(**認定家賃債務保証業者制度**)
- (独)住宅金融支援機構(JHF)の家賃債務保証**保険**により、認定家賃債務保証業者の要配慮者への**保証リスクを低減**

登録家賃債務保証業者制度		認定家賃債務保証業者制度
大臣告示(H29創設)	根拠	住宅セーフティネット法(R7創設)
適正な家賃債務保証の確保	目的	要配慮者が利用しやすい家賃債務保証の提供
適正に家賃債務保証の業務を行うことができる家賃債務保証業者として一定の基準を満たす者を国土交通大臣が登録(5年ごとに更新)	概要	登録家賃債務保証業者等の申請について、 要配慮者が利用しやすい家賃債務保証業者 として一定の基準を満たす者を国土交通大臣が認定 ※認定の申請ができる者は登録業者と居住支援法人
○ 暴力団員の関与なし ○ 適切な求償権の行使に関する内部規則が定められている(不当な方法で取立をしない) ○ 法令遵守に関する研修等の措置が講じられている ○ 相談・苦情対応体制を整備済み	主な基準	○ 居住サポート住宅に入居する要配慮者の家賃債務保証を正当な理由なく断らない ○ すべての要配慮者との家賃債務保証契約について ・緊急連絡先を親族などの個人に限定しない(法人でも可とする)こと ・保証人の設定を条件としないこと ○ すべての要配慮者との契約に係わる保証料が不当に高いものでない ○ 要配慮者との契約実績、標準的な契約内容・条件を公表する
○ セーフティネット住宅に入居する要配慮者の保証に限り、JHFによる保険が利用可能 ○ 保険割合: 最大7割	JHFによる保険	○ 要配慮者の保証に対して、JHFによる保険が利用可能 ○ 保険割合: 最大9割

家賃債務保証業者の全体イメージ

認定(R7創設)

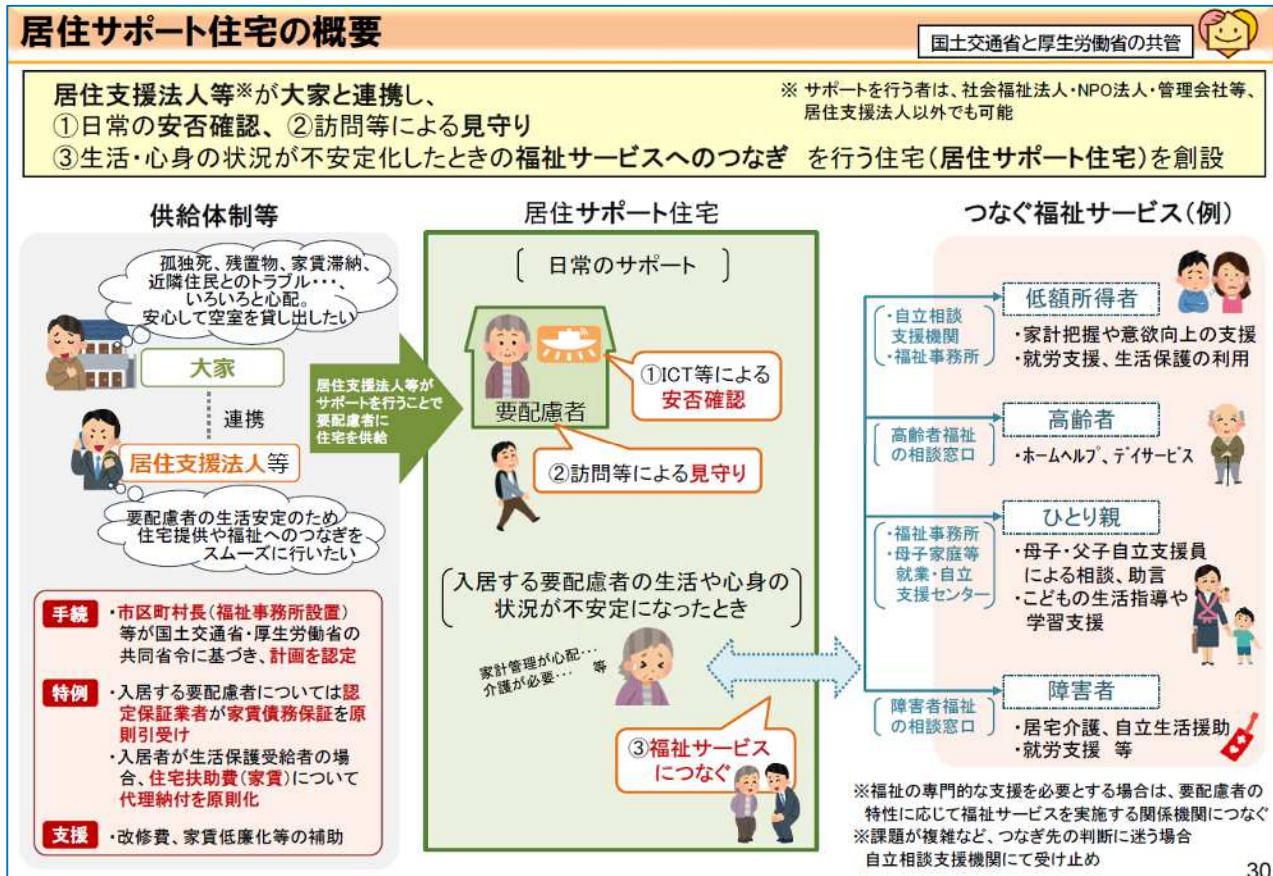
登録(H29創設)

115者(R7.3末時点)
※その他、家賃債務保証を行っている居住支援法人もある

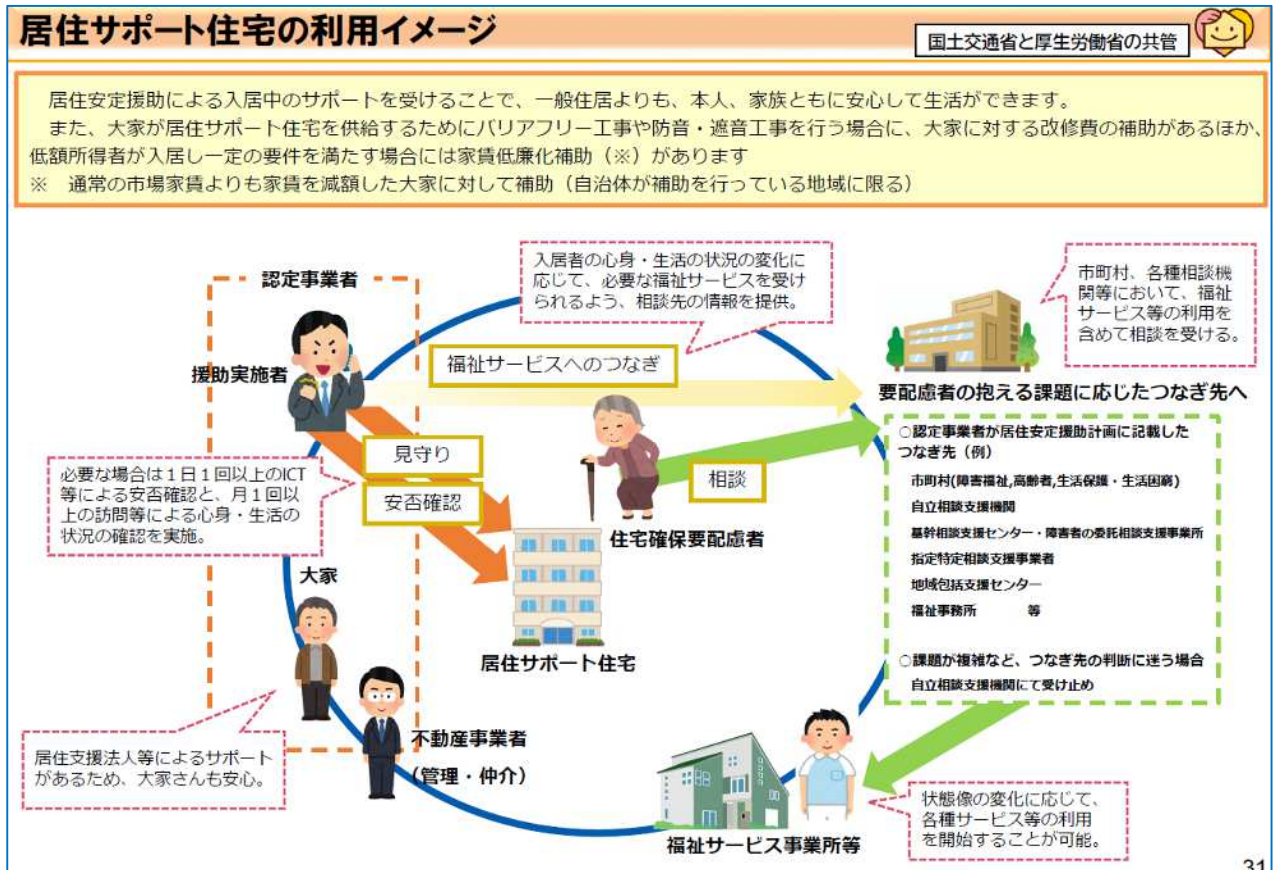
家賃債務保証業者

約250者(R4.7時点 業界団体調べ)

(4) 居住サポート住宅の計画の認定(所管:区市町村)



30



31

入居対象者とサポートの基本的な考え方

国土交通省と厚生労働省の共管



- 日常生活を営むのに援助を必要とする住宅確保要配慮者（以下「要援助者」という。）に対しては、「居住安定援助（居住サポート）」のうち、「安否確認」「見守り」「福祉へのつなぎ」の3つ全てを、基準に適合した方法・頻度により提供する。
- 要援助者として3つのサポートを受けるかについては、家族や知人等の身寄りの有無など、入居希望者を取り巻く状況等を踏まえ、孤独死や生活上のトラブル等のリスク等を考慮した上で、基本的には大家から入居希望者に提案し、入居者との合意により判断されるもの。

	居住サポート住宅 (専用住宅)	居住サポート住宅 (専用住宅以外＝非専用住宅)
入居対象者	要援助者※1 (例) 見守りが必要な単身高齢者 ※1 基準（以上）の方法・頻度による安否確認・見守り・福祉サービスへのつなぎの提供が必要な者。生計を一にする配偶者・親族を含む。	住宅確保要配慮者等※2 又は 要援助者 (例) 毎日の安否確認は必要でない子育て世帯、元気な高齢者、社会参加している障害者 ※2 基準に沿った方法・頻度による安否確認・見守り・福祉サービスへのつなぎが必要ではない者
入居者に 提供される 居住サポート	①安否確認（1日に1回以上） ②見守り（1月に1回以上） ③福祉サービスへのつなぎ ＋ その他の必要な居住サポート	個別に必要な方法・頻度の居住サポート ※ ただし、要援助者が入居する場合は左欄の基準に適合した方法・頻度による安否確認・見守り、福祉サービスへのつなぎを全て提供することに留意。

32

居住サポート住宅 認定基準の概要

国土交通省と厚生労働省の共管



事業者・計画に関する主な基準

- 事業者が欠格要件に該当しないこと
- 入居を受け入れることとする住宅確保要配慮者の範囲を定める場合、要配慮者の入居を不当に制限しないものであること
- 専用住宅（入居者を安否確認・見守り・福祉サービスへのつなぎの3つの居住サポートが必要な要配慮者等に限定）を1戸以上設けること

※ 市町村及び都道府県が策定する賃貸住宅供給促進計画において、専用住宅戸数の基準の強化が可能

居住サポートに関する主な基準

- 要援助者に対する安否確認、見守り、福祉サービスへのつなぎ
 - ・ 一日に一回以上、通信機器・訪問等により、入居者の安否確認を行うこと
 - ・ 一月に一回以上、訪問等により、入居者の心身・生活状況を把握すること
 - ・ 入居者の心身・生活状況に応じて利用可能な福祉サービスに関する情報提供や助言を実施し、必要に応じて行政機関や福祉サービス事業者につなぐこと
 - 居住サポートの対価が内容や頻度に照らして、不当に高額にならない金額であること
- ※ 居住サポートには、安否確認・見守り・福祉サービスへのつなぎのほか、住宅確保要配慮者の生活の安定を図るために必要な援助を含む

住宅に関する主な基準

- 規模：床面積が一定の規模以上※であること
 - ※ 新築：25㎡以上、既存：18㎡以上 等
 - 構造：耐震性を有すること（耐震性を確保する見込みがある場合を含む）
 - 設備：一定の設備（台所、便所、浴室等）を設置していること
 - 家賃が近傍同種の住宅と均衡を失しないこと
- ※ 地方公共団体が供給促進計画で定めることで、規模・設備の基準の強化・緩和が可能

34

(5) 居住支援法人制度の見直し

居住支援法人制度の見直し

国土交通省・厚生労働省共管の制度となったことを踏まえ、住宅部局・福祉部局で連携して対応

基本的な考え方①

居住支援法人による地域のニーズに対応した効果的な居住支援の取組の促進

⇒法人が作成する実施計画（指定時）、事業計画（毎年度）、事業報告書（毎年度）の記載事項の見直し

(1) 地方公共団体との連携、他の居住支援の関係者との連携について記載【省令】

⇒地方公共団体においても積極的に法人との連携・協働に向けた取組を促進することで、双方向の意見交換等を図る

(2) 居住支援に係る人材育成について記載【省令】

⇒居住支援協議会や研修会への参加等により、住宅・福祉等の多角的な知見、全国的な動向、他の法人の取組等を把握

基本的な考え方②

○適切・効果的な指導監督を行うとともに、関連福祉制度等との緊密な連携を図る観点から、①指定時等の審査の厳格化、②指導監督時の処分基準の明確化、③支援の内容、価格等に関する情報公開を推進。要配慮者と支援者の双方が「適正な居住支援法人を選択できる仕組み」の構築を図る。

○居住支援法人は、要配慮者に対し支援業務の内容や対価等を理解しやすいように説明すること、相談又は苦情に誠実に対応すること、要配慮者が安心して生き生きと明るく生活できるよう、その居住の安定を図るよう努めること等が重要

(1) 対価を得て行う業務の審査の厳格化

・要配慮者から対価を得て業務を行う場合は、実施計画（指定時）、事業計画（毎年度）にその内容や金額を記載するとともに事業報告書（毎年度）に実施状況を記載【省令】

(2) 不適切な業務運営の抑止と早期発見

・実施計画（指定時）、事業計画（毎年度）を法人のホームページ等で公表【省令】
・指定申請書に、要配慮者等からの支援業務に関する問合せを受けるための連絡先を記載【省令】
・法人による、要配慮者や地域住民等に対する適切な情報公開の推進【通知】

(3) 都道府県による適正で効果的な指導監督の推進

・要配慮者から対価を得て業務を行う場合は、要配慮者の氏名、支援の内容や金額等を記載した帳簿（電子媒体可）を作成し、契約終了日から起算して5年を経過する日まで保存【省令】
・適切な指導・監督、関係福祉部局等との連携の推進【通知】

56

(6) 住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の整備

住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化

国土交通省と厚生労働省の共管
(住宅セーフティネット法)

国土交通大臣及び厚生労働大臣が共同で基本方針を策定

市区町村による居住支援協議会設置の促進（国土交通省・厚生労働省が共同して推進）

市区町村による居住支援協議会※設置を促進（努力義務化）し、住まいに関する相談窓口から入居前・入居中・退居時の支援まで、住宅と福祉の関係者が連携した地域における総合的・包括的な居住支援体制の整備を推進。

※地方公共団体の住宅部局・福祉部局、居住支援法人、不動産関係団体、福祉関係団体等を構成員とした協議会
※令和7年3月に協議会設立の手引きを改定
※準備段階から地域の関係者と話し合いつつ段階的に進めることが重要

【現在(R7.3末)の居住支援協議会設置状況】
155協議会(全都道府県、117市区町村)



具体的には？

居住支援協議会は、地域の居住支援体制の整備を進める「つながりの場」

・「地域の居住支援体制」とは、「居住支援」に関する課題について、必要に応じて関係機関・団体等と連絡・相談し、互いの得意分野・専門分野を活用することで、適切な支援と課題の解決を円滑に進めることができる仕組みである。
・このため「居住支援協議会」は、関係機関・団体等が継続的に連携・協働しながら地域の資源をつなぎ、総合的・包括的な地域の居住支援体制の整備を進める「つながりの場」と言える。

地域の居住支援体制



地域の居住支援体制の整備を進める「つながりの場」

66

居住支援協議会に期待される機能・役割

○ 居住支援協議会の機能・役割は、地域の状況や課題等によって様々であるが、基本的には、**多様な関係機関・団体等を“つなぐ”**ことにより、それぞれの**得意分野・専門分野**を活かし、様々な住まいの課題の解決と**互いの活動・支援の隙間を埋める**ことが求められる。そのためには、主に下記の3つが居住支援協議会の活動として重要となる。

①土台づくり：関係機関・団体等がつながり、お互いを理解する

住宅・福祉がお互いの立場を理解し、連携・協働の土台をつくりましょう。

住宅確保要配慮者を見る視点の違いを尊重する



②仕組みづくり：最適な役割分担を話し合い、支援を円滑にする

みんなのためにできることを持ち寄り、みんなが助かる仕組みにしましょう

**得意なことを活かし
みんなが助かる仕組みづくり**



③資源づくり：多様なニーズに対応するため、地域資源を拡大・開発する

地域の実態を把握し、多様なネットワークを活かして資源を広げましょう

**資源と資源をマッチングし
新たな地域資源を開発**



地域の居住支援体制の整備

67

資料出典：厚生労働省・国土交通省「令和7年度改正住宅セーフティネット法等に関する全国説明会～住宅と福祉の関係者が連携した地域の居住支援体制の構築と市場環境の整備～」

3. 豊島区の対応状況

- 居住サポート住宅の認定業務について、受付窓口は住宅・マンション課が担当し、審査業務は福祉総務課(自立支援担当課長)が共同で実施する方向で検討中。役割分担等の詳細について今後協議を進める。
- 居住サポート住宅の改修費、家賃・家賃債務保証料等低廉化補助については、既に実施しているセーフティネット専用住宅の補助事業を拡充する形での対応を検討。今後、財政部局との協議を進める。
- 令和7年2月に居住支援協議と区福祉部局(福祉包括化推進員)との勉強会を実施し、福祉部局における住まいの相談等についての状況や課題について意見交換を行った。